

令和5年第5回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和5年5月25日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第5回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和5年5月25日（木） 午後3時00分から 午後4時15分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和5年第5回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年第5回朝霞市農業委員会総会

令和5年5月25日(木)

午後3時00分から

午後4時15分まで

市役所別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

11番 高橋 秀明 委員 12番 千田 理恵子 委員

3 提出議案

議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第21号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

4 諸報告

(1) 報告第5号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（17人）

会	長	高橋	隆		
会	長	代	理	秋山	磨弥
委	員	橋本	広明		
委	員	栗原	昌章		
委	員	石原	実		
委	員	富岡	勇一		
委	員	高野	正芳		
委	員	渋谷	昇		
委	員	渡邊	忠		
委	員	高麗	俊一		
委	員	高橋	秀明		
委	員	千田	理恵子		
委	員	野島	一		
委	員	須田	哲也		
委	員	高野	政江		
委	員	浅川	秀雄		
委	員	小寺	昌		

欠席委員（3人）

委	員	金子	靖彦
委	員	蕪木	勝美
委	員	高橋	吉久

事務局

事	務	局	事	務	局	長	星加	敏昭
事	務	局	局	次	長		増田	高志
事	務	局	専	門	員		佐藤	たかみ
事	務	局	主	任			佐藤	辰準

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・星加事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和5年第5回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長お願いいたします。

○高橋会長

みなさんこんにちは。

農業委員会総会にお集まりいただきありがとうございます。先日の農業新聞に朝霞市の営農されている相沢さんの記事が載っておりました。■■さんは20種類ぐらいの野菜を栽培しており、特に直売に力を入れているそうでお客様にできるだけおいしいものを提供したいという気持ちで営んでいるとのことです。それに、朝霞市の特産物である人参を使った人参焼酎を2021年から醸造しており、非常に好評であったという間に品切れになるとのことです。麦や芋と違って飲みやすいと聞いております。

また、地域の方に農業を理解してもらいたい、楽しんでもらいたいということで巨大かぼちゃを栽培し、日々の成長過程を見ていただき、皆さまに楽しんでいただいた。このように消費者と生産者の距離を縮め、お互いに理解を深めることは都市農業にとって大変良いことだと思います。皆さまにおかれましても、すでに取り組みされているとは思いますが、朝霞市の農業を発展させるためにいろいろなアイデアを出し合って取り組んでもらえたらと思います。

それでは本日も提出議案が5議案ほどありますのでよろしくお願いいたします。

○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を、会長よろしくお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は、20名中17名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

◎議事録署名委員の指名について

○高橋会長

始めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

11番 高橋 秀明委員と12番 千田 理恵子委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

○高橋会長

それでは、議案第17号の1番、2番、3番、4番につきましては、譲り受け人が同一世帯のため、一括で審議いたします。須田 哲也 委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。農地法第3条の規定による許可申請は、前々回3月総会、前回4月総会で継続審議となっておりました。

過去に農地法3条で譲り受けた3カ所の農地について、管理をしっかり行い、作付に向けて計画的に進めてもらえるか確認が必要だったため、継続審議となっておりました。

岡と宮戸については、柿の作付けを5月6日に完了し、浜崎については、5月20日にサツマイモの作付を完了し、残りはカボチャを6月に作付予定となっております。作付け完了分については、5月22日に現地を確認しております。

そして、新たに取得予定の4カ所の農地ですが、Gの宮戸以外は土づくりの予定もなく、定植になっていることが気になりますが、工程表が提出されたので予定表通り進行していくのか見ていきたいと思います。当初の予定からは、遅れがあるものの、3カ所の農地について、作付が進められていることを報告し、農業委員の皆様にご報告したいと考えております。

○高橋会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局・増田事務局次長

事務局の方から全体計画表について追加でご説明いたします。

この計画表は提出義務のあるものではないが、継続審議となっているため、事務局側から申請者に作成を依頼し、今回提出していただいたものです。1ページ目が工程表となっており、AからGまであります。2ページ目が位置図、3、4、5ページ目がそれぞれの写真となっております。

まず、1ページ目の工程表に基づいて説明をいたします。AからCまでは既に3条許可が済んでいる取得済みの農地となっております。この農地につきましては、調査委員からの報告のとおり、AとBについては既に柿が作付されており、作付状況は写真のとおりです。

Cの浜崎につきましては、調査員からの報告のとおり、さつまいもが作付されており、一部残っている箇所につきましては、かぼちゃを植えるとのことで、写真もいただいております。

D、E、F、Gの農地につきましては、今回の申請場所となりますので、3年間の予定表を作成していただきました。D、Eの浜崎の農地につきましては、柿を植えるということで、この冬に柿の作付けを行い、4年目から収穫を予定しているとのことです。

次に、Fの宮戸につきましては、今作付されている野菜を1年目に収穫し、2年目冬に柿を作付け予定とのことです。

最後のGの宮戸につきましては、雑草が多く、まだ作付けができる状態ではないため、1年目の

土づくりの内容を詳しく記載するように依頼をしたが、現状の土壌の調査もできていないため、土づくりにつきましては、これから方針を決めていき、内容についてはこれから記入がされていくという状況です。このような状況なので、Gの農地については、2年目に柿の作付を行うと伺っております。

この予定表は、農業委員会総会の添付資料とし、もし、次回3条申請があった場合の判断材料として、利用できるものと事務局では考えております。

事務局からは以上になります。

○高橋会長

では、議案第17号1番、2番、3番、4番につきまして、何かご質問がございますか。

○高野委員

前回、この件については様子をみた方がいいのではないかと申し上げました。議事録にも残っていると思います。耕作面積が5,500平米以上もあれば、耕作者が3人では手が回らないのではないかと私は危惧しているのですが、その点はいかがでしょうか。

○事務局・増田事務局次長

3条の申請が出てきて、そういった懸念もあるかと思いますが、前回は作付ができる状況ではないということで継続審議となったが、今回はそれぞれの農地について柿やさつまいもを植えており、現況としては手が着いている状況であると思います。仮に、今回申請した場所が手が回らない状況となれば、次の申請がもしあった場合には待ってくださいという判断になるかと思えます。

○高野委員

須田委員が1回目か2回目の時に、■■さんが畑を管理できていない状況があると発表され、その点も含めて、私は耕作ができないのではないかと思っているのですが。

○事務局・増田事務局次長

当初、A、B、Cについては、管理ができていなかったのは事実であり、皆さまにご報告したとおりです。しかし、現在は作付もされている状況であり、今後は工程表通りに進んでいるか見守るだけなのではないかと思えます。高野委員が心配されている手が回らないのでないかにつきましては、次回の3条申請があった時の判断になるのではないかと考えます。

○千田委員

前回、私が申し上げた本人の同意を得て和光市の農地を確認できたのか。

○事務局・増田事務局次長

直接和光市の農業委員会には聞いていませんが、経営調査状況は和光市の農業委員会から取得しております。

○千田委員

耕作状況は確認できたのか。

○事務局・増田事務局次長

和光市の農地につきましては、事前にすべて現地を確認しており、すぐに作付できる状態のところもあれば、手を加える必要がある農地もある。

○千田委員

手が入っていない農地があるのであれば、新たな農地の取得はその後の管理が難しいと考えます
がいかがでしょうか。

○事務局・星加事務局長

おっしゃる趣旨は非常に良く分かるのですが、市内にも手がついていない農地や生産緑地に指定
されていても何年もそのままになっているような農地もある。

現状の朝霞市の中で今回このような申請が上がってきて、前回の会議で千田委員がおっしゃられ
たように作付ができるまで確認した方がよいのではないかというご意見があったと思うが、今回は
作付けまで終わっている状況であり、この状況から判断すると許可を出さない、また継続にする
というのも厳しいのではないかと考えております。客観的に説明できる範囲の中で進めていきたい
と考えております。

○千田委員

他の委員の意見をお聞かせ願いたい。

○橋本委員

現状持っている農地をすべて耕作していないと新しい農地を買えないという認識でいいのか。そ
うしてしまうと農地取得のハードルがものすごく上がると思います。すべてを耕作するのは当たり
前だと思うのですが、現実には難しいと思います。夫婦でやっていたり、一人でやっていたりといろ
んな状況がある中で未来を見据えて少し農地を広げたい、今しか農地を買えないから購入しておき
たいといったチャンスを潰すことになるので、あまり厳しくしない方がいいのではないかと思いま
す。農地を買おうとしたときに、耕作していないから買えないよという線引きが何かあるのか。現
状持っている農地をすべて耕作していないと新しい農地を買えないのか、8割なのか、半分なの
か、その時の判断なのか、他に何かルールがあるのかお伺いしたい。

○事務局・星加事務局長

特にルールというのはございません。

例えば、ひとつも耕作していないとか荒れ放題になっているのは論外ですが、ただし、そういつ
た状況でも駄目ですよと書いてあるものではない。あくまでも農業委員会のご判断ということにな
りますので、休耕地で休めていると言われてしまえば、耕してないのではないのですかと言えない
部分があり、線を引けない部分もあります。規定がありますかというのと無いとお答えさせていた
だきます。

○高橋委員

それでは私たちはどういう基準で判断をすればいいのか。

○事務局・増田事務局次長

すべて耕作されているのが原理原則だと思いますが、本当に100パーセントかといえばそんな人はなかなかいないと思います。例えば、その中でいくつか雑草が荒れ放題で管理されていない状況であれば認められないとか、なにか本のここに載っているのに従って何パーセントだから良いという判断であれば、総会にかけなくても事務局の方でそのものに従って判断して報告をすれば良いだけで、その難しいところを皆さんに相談しながら最後決めていくのが総会なのかなと私は思っております。

○高橋委員

それでは人によって判断が変わるのでないか。

○高橋会長

3条申請は農業者が農地を買って農業をやるというのが前提になっております。農業者がその土地を買って手付かずで農業をしないで投資目的などを防ぐためにも3条があると思います。今まで持っている農地を誰が見てもまじめに農業をやっている感じであれば通るだろうと思いますが、それがどうなのか疑問があったので継続審議になっていると思います。

○千田委員

事務局は和光市の農地も確認されたということですが、事務局の印象としては和光市の農地はそこそこ耕作されている印象か、それとも大部分が放置されているという印象ですか。

○事務局・増田事務局次長

ご自宅の側のあまり広くない農地の方はもう少し管理をされた方がいいのかなと思うところがいくつかありまして、ご自宅から離れた農地に関しては管理がしっかりされている状況でしたので、全体的にどう判断すれば良いのかわからないのですが、面積の大きいところについては駄目ということはないのかなと思いました。

○千田委員

ありがとうございました。

○高野委員

事務局の方から元和光市の農業委員がメンバーだったということですが、そういう経験があるのであればもっとしっかり管理してほしいと思ったのですが。

○事務局・増田事務局次長

農業委員の経験があるのであれば継続審議にならないようにして欲しいと、もちろん私たちも思っております。ただ過去のことは駄目だったので継続審議になりましたが、あくまでもこれからの話ということで予定表を出してもらい、これでチェックしていきたいと思っております。

○千田委員

例えば、今回は許可を通すということになって、次回、また申請が出たときに計画表通りに作付が出来ていなかったら許可を通さないということだと思うのですが、全部きちんと耕作していないというのが基準になるのでしょうか。

○事務局・増田事務局次長

先ほどの全部というのがどこまでかということになるのですが、少なくとも朝霞の農地については予定表を出していただいておりますので、もし、うまくいかないところがあっても説明を聞いて、実際に農地がこういう状態だったので1年更にずれていますなど、説明が納得できるものであればいいが、単にほったらかしになっているのであれば、次の3条では継続審議となる根拠になるので、提出していただいた予定表は重要なものになると認識しております。

○千田委員

わかりました。ありがとうございました。

○高橋会長

他にご質問はございますか。

○橋本委員

単純に疑問ですが、複数の譲渡人がいるところに譲受人一人のところ一遍に申請が来るというのは、斡旋だとかどういった方が間に入ってらっしゃるのでしょうか。例えば投資顧問だとか、相続税対策だとかそのような事を専門にやってらっしゃる方が間に入っているとか、全然違うところでこれだけの数が一遍にあるというのはとても不自然な感じがしており、純粹に畑をやるとかやらないとかいう問題とは別に疑問かなと思いますがいかがでしょうか。

○事務局・増田事務局次長

事実だけを申し上げますと、代理人として■■■株式会社が入っております。書類の提出などは代理人として提出されています。

○橋本委員

わかりました。

○高橋会長

他にご質問はございますか。

○渋谷委員

購入される方が計画表を出して、この計画通りにいけばよろしいのでしょうかけれど、実際問題は、ここの審議の中でオーケーということになれば所有権移転を行い、実際に移るとなったときに今度は私たちの役目になるのですが、4年目から採れるようになるとか、結局その後の話であり、つまりそこを押さえておかないと次の話にならないと思います。1回目うまくいかなかったらこの話になって、何か言われたらやって、やれば通ると言う話だと思うのですが、むしろ計画を出されて、その計画を追っかけていく、そして報告していただく。変な話ですよ。農業委員がチェックするのかわかりませんが、計画を出された方がこのようにやります。やりました。朝霞の農業委員さんやりました。4年目柿が出来ました。どうですかって、そのくらいの気持ちがあるのなら違うのではないかと。所有権を移転後に何でもありになってしまったら、ただ通すための資料になってしまうのではないかと。そもそも3条って農業の農地の農地でこれからも耕作していくという話ですよ

ね。そこはご自身で契約出されて、例えば4年目だったら出来るんだとって見せてもらったかどうか。私たちの方で調査の時にここの物件がどうなっているのか調査して、それでフォローしていく、出されたものとどうなっていますかっていう話、移転されたらその方たちと私たちとで何かしていかなければまた同じことが起きてしまう。終わってしまえばこれは終わるための資料だとすると、ちょっと冷ややかなだと話を聞いていて思いました。農地法3条というのは農地を農地として使うということですよ。そしたら使っていますというものをもらってもおかしくないと思うのですが。そこが少し気になりました。

○事務局・星加事務局長

事務局としてもこれだけ2回も継続になった案件でございますので、今後についてもこの計画表通りにいっているかというのは現地確認をしていきたいと考えております。

○須田委員

毎年7月に農地調査がありますよね、その時は必ずここはチェックされると事務局としても認識してやっていくという認識でよろしいか。

○事務局・星加事務局長

はい。そのようにしたいと思います。

○千田委員

この案件はもう要件整っていますから許可を出す案件だと思うのですが、将来的に駐車場にするとかマンションを建てるかというのを隠して農地転用を行い、その後に駐車場にしてしまうというのがありますが、埼玉県判断として、例えば農地3条の許可で転用してその後に5条の転用許可ですぐ出したら完全に違反だと思うのですが、どのくらい期間を空けたらとか何か基準はあるのでしょうか。

○事務局・増田事務局次長

さいたま農林センターに確認してみましたが、農地法第3条については県では許可など行っていないので明確な基準が無いということでした。県から埼玉県農業会議の方に確認してもらったら少しわかるかもしれないということでしたので、今度埼玉県農業会議の方に確認してみます。

○高野委員

私は田島ですけど、自分の近くに最初柿を植えて、何年かして柿がなり始めた頃に、今度は駐車場にして、今トラックがいっぱい入っている状況です。先ほど千田委員が心配していたように将来的には財産、資産を増やすための目的なのかなとちょっと心配している点もあります。

○高橋会長

他にご質問ございますか。意見でもいいです。

なければ暫時休憩いたします。

午後3時40分 休憩

午後4時00分 再開

○高橋会長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りしたいと思います。本件を許可とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第17号1番、2番、3番、4番につきましては、許可と決しました。

次に、議案第18号「農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・増田主幹

それでは10ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について
令和5年5月25日提出。

番号1

土地の所在地、大字岡字■■■■■■■■■

登記地目、田 現況地目、畑

登記面積、471平方メートル。

申請人

岡■■■■■■■■■■ ■■ ■■

転用目的及び施設の概要、貸車両置場

農地区分、3種。

調査説明委員、小寺 昌 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第18号につきまして、小寺 昌 委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○小寺委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は5月20日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。申請地の前面道路は、水道管・下水道管・ガス管が埋設された県道と光志木線です。また、申請地から500m以内に朝霞第二中学校と東洋大学があることから、農地法施行規則(せこうきそく)第43条第1号に該当し、農地区分は第3種農地にあたりと判断いたします。

工事計画は、令和5年7月1日から7月31日までで行い、3年間の転用とのことです。

なお、転用理由として、借主である事業者の本社が志木市にあり、倉庫及び車両置場が川越にあります。川越の車両置場が手狭となっており、令和2年9月に農地転用した朝霞市岡にある駐車場を拡大することで、川越から朝霞に大型車両を3台移すため、今回の許可申請に至ったとのこととす。

農地法第4条第2項各号に規定されております制限に該当するか否(いな)かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、大型車両3台と通勤車両4台を駐車することと予定しており、必要な面積が申請されていることから、適当であるものと考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、境界部分は、既存ブロック設置済み、又は万能鋼板土留を設置するとのこととあり、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、11ページをお開きください。

北朝霞駅東口のロータリーから産業文化センターに向かい、浜崎分署前交差点を左折し、黒目川通りを約500m進みます。交差点を右折し、県道と光志木線に入り、岡橋を超えて約150m進んだ左側が今回の申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第18号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

○高橋会長

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長

異議がないようですので、議案第18号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第19号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・増田主幹

それでは13ページをご覧ください。

議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
令和5年5月25日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字上内間木字■■■■■ 田 畑 1, 305平方メートル

大字上内間木字■■■■■ 田 畑 991平方メートル

譲受人（ゆずりうけにん）、

大字上内間木■■■■■ ■■■■ ■■■■

譲渡人（ゆずりわたしにん）、

志木市■■■■■■■■■■ ■■ ■■

和光市■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■

転用目的及び施設の概要、駐車場。

農地区分、2種。

調査説明委員、野島 一 委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第19号につきまして、野島 一 委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○野島委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は5月20日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりで、申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあると判断いたします。

工事計画は令和5年7月1日から令和5年7月31日までにを行い、永久転用とのことです。

なお、譲受人は朝霞市に本社を設けて倉庫の賃貸業を営んでおり、その倉庫群の周囲に駐車場を借りて使用しておりますが、頻繁に発生しているゲリラ豪雨や台風などにより、周辺道路や駐車場が冠水する被害を受けており、その対策として、本件申請地に隣接する駐車場に車両を退避させておりました。その後、あずま南地区区画整理の関係で、駐車場の一部を■■■関連会社にドローン事業開発試験場として貸したことによる駐車台数減少分の新たな駐車場を確保することが急務となり、今回の申請に至ったとのことです。

以下、農業委員の意見として、

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否（いな）かですが、第2種農地の許可条件である代替性（だいたいせい）の検討については、管理している倉庫群の近隣の土地を条件に探していたところ、今回の申請地を選定したとのことであり、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達

計画書や残高証明書により確認できることから、目的の実現は確実なものと考えます。

計画面積が適当か否かについては、普通車64台分と来場者車両5台分の面積が申請されており、適当と考えます。

被害防除が適当か否かについては、申請地駐車場を砂利敷とし、農地に隣接する部分に、土砂等の流出を防ぐための盛土を配することから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、14ページをお開きください。

朝霞駅東口から、県道朝霞蕨線をさいたま市方面へ進みます。2キロほど進むと「花の木」交差点がありますが、さらに秋ヶ瀬橋方面へ進み、JR武蔵野線の高架をくぐって300メートル先を左折します。「丸沼芸術の森」の敷地内を通り、令和2年11月に農地転用した丸沼倉庫の駐車場を通った先が、今回の申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第19号につきまして、何かご質問がございますか。

○千田委員

案合図に記載されている譲受人、譲渡人の上に借受人、貸出人とあるのはどういった意味なのか。

○事務局・増田主幹

元の書式が借受人、貸出人と表記されており、今回は譲受人、譲渡人となりますので、元の書式に括弧書きで足しております。

○千田委員

それは最初に借受人、貸出人で申請が出されて、後に譲受人、譲渡人になったという理解でよろしいか。

○事務局・増田主幹

こちらの書類は事務局だけで作成しており、申請者は作成しておりません。すべて事務局で作成したのになります。

○千田委員

借受人、貸出人は関係ないということによろしいか。

○事務局・増田主幹

その通りでございます。

○高橋会長

他に何かご質問がございますか。

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

状、作付け準備中であり、適切に農地を管理していることを確認しております。

申請地の位置ですが、17ページをお開きください。

朝霞市役所から公園通りを根岸台方面へ750メートルほど進み、東上線の下をくぐった先の「第2小学校入口」交差点を直進し、次の「根岸台2丁目」交差点を右折します。そこから500メートルほど進んだ先の「根岸台第4分団」交差点を直進し、ゴンボウジ坂を下った先にある「台坂」交差点を直進します。そこからあずま通りを花ノ木方面に350メートルほど進んだところに「ヤマト運輸和光営業所」がありますので、その手前を左折し、20メートル進んだ左手が申請地になります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

議案第20号につきまして、何かご質問がございますか。

○渡邊委員

この土地は区画整理の対象地となっていますよね。昨年1月か2月頃に区画整理に伴って生産緑地の申請があった。申請の受付はすでに締め切られているが、この土地に対しても生産緑地の申請があったのかお伺いしたい。

○事務局・佐藤主任

こちらの土地は令和4年9月20日に申請がされております。

○高橋会長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。本件を適格者として証明することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第20号につきましては、適格者として証明することに決しました。

○高橋会長

次に、議案第21号「生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について」を議題といたします。それでは事務局、議案の朗読をお願いします。

○事務局・増田主幹

それでは19ページをご覧ください。

議案第21号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

令和5年5月25日提出。

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

次の20ページをご覧ください。

今回の議案の案件に係る生産緑地地区につきましては、変更概要書にお示した12地区となっ

ております。

この生産緑地地区につきましては、次の21ページから31ページまで、それぞれ担当課であります、みどり公園課より案内図が添付されております。

以上でございます。

○高橋会長

本議案は、生産緑地法施行規則第1条に基づき、別紙変更案について農業委員会に対し意見を求められたものでございます。

議事日程20ページ、変更概要書をご覧ください。

20ページの実産緑地地区について、意見を求めます。

意見はございますか。

(「意見なし。」との声あり。)

ただ今、「意見なし。」との発言がございました。

今回の変更案については、「意見なし。」で決定してよろしいかお諮りします。

(「異議なし。」の声あり。)

ご異議がないようですので、左様、決定いたしました。

次に、諸報告を行います。報告第5号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、6月27日(火)午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第5回農業委員会総会を終了いたします。

~~~~~ 総会后 ~~~~~

会長、ありがとうございました。

次に、事務局から事務連絡がございます。

( 事務連絡 )

その他、皆さんからなにかございますか。

なければ終了いたします。ありがとうございました。

ありがとうございました。

上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

1 1 番 高橋 秀明 委員

1 2 番 千田 理恵子 委員

令和5年5月25日

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印